

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 受益証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該受益証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その受益証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p><u>(2)~(4)</u> (略)</p> <p>8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 受益証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該受益証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その受益証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 交換による日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券の消却</u></p> <p><u>(3)~(5)</u> (略)</p> <p>8 (略)</p> <p><u>(指定請求等の制限)</u></p> <p><u>第99条の2 規程第103条第1項の規定は、前条において準用する第62条の4第2項に規定する指定請求、第62条の5第1項に規定する解除請求、第62条の8第2項に規定する設定請求及び同条第4項に規定する設定解除請求について準用する。</u></p>
<p>(受益者登録の請求の委任)</p> <p>第103条 顧客又は参加者が、他の参加者口座又は他の参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座に、口座の振替により預託受益証券を担保として差し入れている場合は、原則として、担保として振替を受けた参加者(以下この条において「担保受入参加者」という。)は、当該受益証券に係る受益者登録の請求の事務を、担保差入れのために振替請求を行った参加者(以下この条において「担保差入参加者」という。)に委任するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(受益者登録の請求の委任)</p> <p>第103条 顧客又は参加者が、他の参加者口座又は他の参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座に、口座の振替により預託受益証券(日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券を除く。以下この条において同じ。)を担保として差し入れている場合は、原則として、担保として振替を受けた参加者(以下この条において「担保受入参加者」という。)は、当該受益証券に係る受益者登録の請求の事務を、担保差入れのために振替請求を行った参加者(以下この条において「担保差入参加者」という。)に委任するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

( 預託受益証券の制限 )

第 108 条 参加者が預託できる受益証券は、規程第 108 条ただし書に規定する機構が記番号の通知を行うことが可能であると認められた無記名式受益証券とする。

( 削る )

( 大券による交付 )

第 109 条 参加者又は受益証券の発行者は、受益証券について、投資信託の交換に係る交付請求を行う場合は、あらかじめその旨を機構に通知するものとする。

2 ( 略 )

( 売買単位未満受益証券に係る交付請求手続及び参加者口座簿の記載 )

第 111 条 参加者は、顧客から証券取引所が定める売買単位の口数に満たない口数に係る受益証券 ( 以下この条において「売買単位未満受益証券」という。 ) の交付を請求された場合は、機構に当該売買単位未満受益証券の交付を請求する前に、機構に対し所定の売買単位未満受益証券交付願を午前 9 時から午後 3 時 30 分までの間 ( 正午から午後 1 時までの間を除く。 ) に提出しなければならない。

2~4 ( 略 )

附 則

この改正規定は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

( 預託受益証券の制限 )

第 108 条 参加者が預託できる受益証券 ( 日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券を除く。 ) は、規程第 108 条ただし書に規定する機構が記番号の通知を行うことが可能であると認められた無記名式受益証券とする。

2 参加者が預託できる日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券は、証券取引所が定める売買単位の券種の無記名式受益証券であって、機構が適当と認められたものとする。

( 大券による交付 )

第 109 条 参加者又は受益証券の発行者は、受益証券 ( 日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券を除く。 ) について、投資信託の交換に係る交付請求を行う場合は、あらかじめその旨を機構に通知するものとする。

2 ( 略 )

( 売買単位未満受益証券に係る交付請求手続及び参加者口座簿の記載 )

第 111 条 参加者は、顧客から証券取引所が定める売買単位の口数に満たない口数に係る受益証券 ( 日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券を除く。 以下この条において「売買単位未満受益証券」という。 ) の交付を請求された場合は、機構に当該売買単位未満受益証券の交付を請求する前に、機構に対し所定の売買単位未満受益証券交付願を午前 9 時から午後 3 時 30 分までの間 ( 正午から午後 1 時までの間を除く。 ) に提出しなければならない。

2~4 ( 略 )